

福祉有償運送登録申請等書類一覧

【申請時の提出書類】○…必須、△…既提出分から変更がある場合、または新規に該当がある場合等に提出

神戸市(R7.2改正)

通番	書類の種別	様式	運営協議会			運輸監理部
			新規	変更	更新	
No.1	神戸市福祉有償運送運営協議会 協議申出書		○	○	○	
No.2	自家用有償旅客運送登録申請書	第2-1号	○			○
No.3	自家用有償旅客運送更新登録申請書	第2-2号			○	
No.4	自家用有償旅客運送変更登録申請書	第2-3号		△		
No.5	自家用有償旅客運送登録事項変更届出書	第2-4号	(写しを神戸市に提出)			○※1
No.6	協議内容の変更申出書【収受する対価の変更を行う場合】			△		
No.7	変更届出書【運転者(追加のみ)の変更を行う場合】			△		
No.8	運送しようとする旅客の名簿・身体状況等、態様ごとの会員数	参考ハ	○		○	○
No.9	障害または疾病を証する書類:身体者障害者手帳、介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者にあっては公費負担助成決定通知書あるいは診断書等<写し>		○	△	○	
No.10	定款又は寄附行為<写し>		○		○※2	○※2
No.11	登記事項証明書		○		○	○
No.12	役員の名簿		○		○	○
No.13	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類:自動車検査証<写し>		○		○	○※2
No.14	福祉有償運送に使用する自動車の写真(前後左右4方向から1枚ずつ撮影したもの) ※福祉車両の場合は装置の内容(スロープやリフト等)がわかる写真も併せて提出すること		○	△	○	
No.15	第三者の持込み自動車の使用権原に関する契約書等	文例	△		△	△
No.16	地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	第2-5号				○※3
No.17	宣誓書(第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)	第3号	○		○	○
No.18	旅客から収受する対価一覧	文例	○	△	○	○
No.19	運転者等就任承諾書兼就任予定運転者名簿	第4号	○	△	○	○
No.20	運転免許証(表裏とも)<写し>		○	△	○	○
No.21	運転記録証明書または無事故・無違反証明書〔自動車安全運転センター発行〕(協議会当日から、概ね1か月以内の発行日)		△	△	○	△
No.22	国土交通大臣の認定する講習修了を証する書類<写し>		○	△	○※2	○※2
No.23	運行管理の責任者の就任承諾書	第6号	○	△	○	○
No.24	運行管理者資格証等<写し>【5両以上の車両を配置する事業所の場合】		△	△	△	△
No.25	運行管理の体制等を記載した書類	第7号	○	△	○※2	○※2
No.26	運行管理マニュアル	文例	○	△	○	
No.27	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面:保険証書等<写し>		○		○	○※2
No.28	任意保険に係る宣誓書【保険証書等の写しが添付できない場合】	第8号	△		△	△
No.29	直近の登録証【更新登録、変更登録、登録事項変更届出の場合】<写し>				○	△

※1 セダン型車両の増車の場合は先に神戸市へ提出

※2 更新の際に内容に変更がなければ、添付を省略することができます。

※3 運営協議会での協議が調った後に、神戸市が発出します。(更新時も同様)

【提出先】

神戸運輸監理部 兵庫陸運部

〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2 TEL078-453-1104

その他書類 (登録を受けた運送者は、以下の書類を作成し事務所ごとに備えておく必要があります。)

No.30	安全な運転のための確認表	参考二	
No.31	乗務記録	参考ホ	
No.32	運転者台帳	参考ヘ	
No.33	運転者証	参考ト	
No.34	事故記録	参考チ	
No.35	苦情処理簿	参考リ	